

議案第 号

宝塚市職員互助会設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市職員互助会設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年） 月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市職員互助会設置に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市職員互助会設置に関する条例（昭和42年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号のいずれかに該当するもの」を「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づいて組織された共済組合の組合員であるもの（次に掲げる者を除く。）」に改め、同条ただし書を削り、同条各号を次のように改める。

- （1） 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（次号において「会計年度任用職員」という。）のうち、月額で報酬を定める者で、その勤務時間が1週間につき、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和29年条例第8号）第2条第1項に規定する勤務時間の4分の3を超えないもの
- （2） 日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員
- （3） 別個の厚生制度に加入する教職員

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市職員互助会設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市職員互助会設置に関する条例(昭和42年条例第9号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(組織)</p> <p>第2条 互助会は、本市の職員で<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u></p> <hr/> <p><u>(以下「会員」という。)</u>をもって組織する。<u>ただし、別個の厚生制度に加入する教職員及び臨時的に任用される職員を除く。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づいて組織された共済組合の組合員</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、月額で報酬を定める者に限る。)</u>で、<u>その勤務時間が1週間につき、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和29年規則第2号)第2条第1項に規定する勤務時間の4分の3を超えるもの及び市長がこれに準ずると認める者</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 互助会は、本市の職員で<u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づいて組織された共済組合の組合員であるもの(次に掲げる者を除く。)</u> (以下「会員」という。)をもって組織する。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(次号において「会計年度任用職員」という。)</u>のうち、<u>月額で報酬を定める者で、その勤務時間が1週間につき、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号)第2条第1項に規定する勤務時間の4分の3を超えないもの</u></p> <p>(2) <u>日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員</u></p> <p>(3) <u>別個の厚生制度に加入する教職員</u></p>